

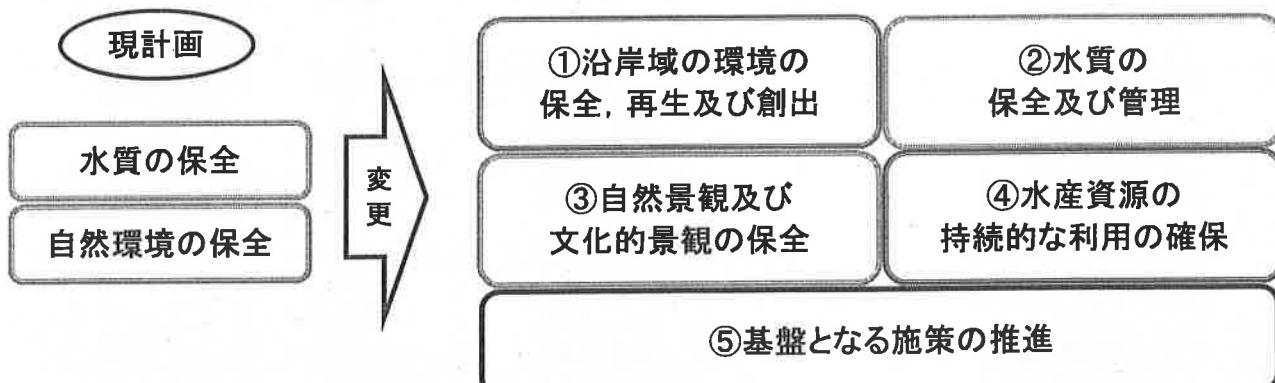
「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」の 変更（素案）について

1 趣旨

「瀕死の海」とさえ言われた瀬戸内海を救うため、昭和48年に、瀬戸内海環境保全特別措置法が制定され、当該法律において、瀬戸内海の環境保全上有効な施策を推進するため、国が基本となる計画（基本計画）を策定し、関係各府県が計画を策定することが義務づけられており、本県の現計画は、平成20年に策定している。

このたび、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等、その多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海（里海）」とするため、国の「瀬戸内海環境保全基本計画」が変更されるとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が平成27年10月に施行されたことから、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」を変更するものである。

2 変更の概要



- ・ 国の基本計画の4つの目標（①～④）に「基盤となる施策の推進」を加えた5本の施策体系とする。
- ・ 計画の期間は概ね10年とし、5年後に施策の進捗状況等を確認し、必要に応じて見直しを実施する。

3 今後の予定

平成28年2月中旬以降

環境省との事前協議

関係府県及び府内関係部局との調整

4月頃

パブリックコメントの実施

7月頃

県環境審議会からの答申

9月～10月

県議会定例会に計画案報告

公表